

令和5年度おもてなし通訳案内士ツアー造成支援業務委託 仕様書（案）

- この仕様書（案）は事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書（案）に必要な修正を加えた上で契約を締結する。

1 委託業務名

令和5年度おもてなし通訳案内士ツアー造成支援業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年3月13日（水）まで

3 目的

研修を通じて地域観光の担い手となる外国語ガイドを広く育成し、ガイドサービスの品質向上を推進することで、訪日外国人の受入体制を整備する。また、高いスキルを持つガイドを積極的にブランディングしていくことでツアーガイドの付加価値を高め、観光消費額の増加につなげる。

4 事業主体

埼玉県（以下「県」という。）

5 委託業務の内容

（1）埼玉県おもてなし通訳案内士プラス養成研修

埼玉県で活動意欲のある外国語ガイドを募集・選定し、本事業による研修を修了した者を「おもてなし通訳案内士プラス」として認定する。

受託者は、埼玉県の観光及びガイドに関する課題を分析し、改善に向けた研修を実施すること。また、OTAサイト上での掲載に向け、ツアー造成及び磨き上げを行うこと。併せて、一般社団法人インバウンドガイド協会が定める「ガイドスキルマップ」（参照先；<https://inbound-guide.org/training/skillmap/>）を参考に研修内容及び評価基準を設定し、参加者に対し評価基準に準拠した評価を行うこと。

研修の開催方法は、対面型を含む参加者が相互にコミュニケーションや研鑽ができるような工夫をすること。また、参加者のモチベーションを高めるため、参加者が造成した優れたツアーをOTAサイト上で重点的にプロモーションするなどの工夫を行い、ガイドや造成ツアーのブランディングに繋がる構成とすること。

提案にあたっては下記項目について明記すること。

- ・ガイドの育成方針及び方針に基づく評価基準
- ・研修の実施概要（周知方法、実施時期、実施方法、回数、想定する講師）
- ・参加者がモチベーションを高めるための工夫（優れたツアーは重点的にプロモーション）

ョンを行う等)

- ・目標とするOTA掲載本数（「エ 目標数値」を参考に提案すること）
- ・感染症拡大や大規模災害により想定していた事業が実施出来ない場合の代替案

ア 対象者：外国語ガイド

※受講生の募集は原則受託者が行い、広く周知する方法を提案すること。また、既におもてなし通訳案内士に認定されている者についてはEメール又は郵送（メールアドレス不明者約230名）により周知すること。

イ 修了者数：全課程を修了した者20名以上

※参加者の区分に応じた修了要件は表1のとおりとする。

【表1】

参加者の区分	修了要件	
	プラス養成研修	動画研修
おもてなし通訳案内士 (過年度事業の認定者)	必須	希望者のみ
上記以外	必須	必須

ウ 研修内容：表2の必須事項を含めた提案内容とする。研修資料の作成や会場のブッキング等、必要な準備は受託者が実施すること。

【表2】

必須事項	単位数 (各受講生の受講回数)
ガイドのスキルアップにつながる研修 (ツアー造成支援を含む)	3回以上
県内観光地での実地研修	1回以上

エ 目標数値：OTA掲載されるツアー造成数 10本以上

※契約期間中、造成したツアー商品は契約満了後も一定期間OTAサイトに掲載すること。また、この掲載期間中に販売されたツアー商品及び数量等を県に報告すること。

上記を達成するための仕組みや掲載期間については提案事項とする。

オ アンケート：参加者に対し事業効果を計るアンケートを実施し、集計・分析すること。アンケートの内容については、県と調整の上決定すること。

カ 修了証発行：全過程を修了した者に対し、修了証を発行する。修了証の内容については、県と調整の上決定すること。

(2) 研修用動画作成

県内主要観光地を案内する際のポイントをまとめた動画を作成及び公開すること。

(公開先や期間についても明記すること。)

ア 対象者：【表1】のとおり

イ 公開方法：参加者に対しインターネット上で限定公開する。

ウ 公開期間：プラス養成研修の開始日から、研修終了日の7日以上前の任意の日まで公開する。

エ 動画内容：以下の県内主要観光地の案内ポイントを学ぶことが出来る動画を作成する。

(ア) 大宮盆栽（さいたま市大宮盆栽美術館、盆栽村等）

(イ) 川越市（一番街、菓子屋横丁、川越まつり会館等）

(ウ) 秩父市・長瀬町（秩父札所34ヶ所、秩父三社、岩畳、川下り等）

オ 制作・公開にあたっての注意事項

- ・映像素材等は次年度以降も使用予定のため、受託者の社名やロゴ等表示しないこと。
- ・映像や音声の使用について「6 成果物等に関する権利の帰属（1）～（3）」を留意すること。
- ・県の許可なく外部に公開・提供しないこと。
- ・受講者が簡単に視聴できる環境を整え、問い合わせにも応じること。

(3) その他独自提案

(1)、(2)以外に県のガイドツアー造成に資する独自の提案がある場合は記載すること。

(4) 事業実施報告書の作成及び提出

事業完了後、遅滞なく、以下の成果物を提出すること。

ア 事業実施報告書

イ 修了者一覧（基礎研修及びスキルアップ事業）

ウ アンケート集計結果

エ その他必要と認められる情報

6 成果物等に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する一切の権利は県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

(3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 事業の遂行にあたっては、県と調整を図りつつ進めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報保護法の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 謝金等を支払う際は法令に基づき源泉徴収の控除を行うこととする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定める事項のほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。